



島根県報

平成28年3月31日（木）
号外第87号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

内水面における遊漁規則の変更の認可	(水 産 課)	2
こいの持出しの禁止に係る水系の範囲	(〃)	3

【公 告】

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水 産 課)	3
----------------------------	---------	---

【内水面漁管委告示】

平成28年度水産動植物の目標増殖量		5
-------------------	--	---

【内水面漁管委指示】

こいの持出しの禁止		6
-----------	--	---

告 示**島根県告示第247号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成28年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 島根県益田市神田町イ614番地

2 漁業権の免許番号

内共第9号

3 変更の内容

禁止区域の変更

（変更前）

第1条～第4条 （略）

（禁止区域）

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～チ（略）	（略）	（略）	（略）
あゆ友釣り を除く あゆ漁法	高津川	鹿足郡津和野町日原、法師橋上流端より400m上流の地点から、同橋下流端より600m下流に至る区域	8月14日午前5時から正午までを除く 5月1日から9月15日午前5時まで
ヌ～オ（略）	（略）	（略）	（略）

2 （略）

第6条～第11条 （略）

（変更後）

第1条～第4条 （略）

（禁止区域）

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～チ（略）	（略）	（略）	（略）
あゆ友釣り を除く あゆ漁法	高津川	鹿足郡津和野町日原、法師橋上流端より400m上流の地点から、同橋下流端より600m下流に至る区域	8月15日正午から午後5時までを除く 5月1日から9月15日午前5時まで
ヌ～オ（略）	（略）	（略）	（略）

2 （略）

第6条～第11条 （略）

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成28年 3 月 24 日

島根県告示第248号

平成28年島根県内水面漁場管理委員会指示第28-1号に基づき、こいの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

こいの持出しの禁止に係る水系の範囲（平成27年島根県告示第261号）は、廃止する。

平成28年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム、千本ダム及び来島ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成28年 3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県水産業は、海面漁業生産量で14万トン（平成25年）、生産額で197億円（平成25年）の漁獲実績を有し、漁業就業者は3,032人（平成25年）となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも永続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

- (2) 本県沖合域には、対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であるまいわし及びまあじ資源は近年若干の資源の回復傾向がみられるものの、かれい類等の漁業経営上重要な資源については低水準又は減少傾向にあるものが多く、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等により適切な保存管理措置の実施が必要となってきている。

- (3) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第2条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第3条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。
- (4) 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- (5) また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産技術センターを中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

- (6) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。
- (7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。
- (8) 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては、他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は、以下のとおりである。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成27年1月から同年12月まで	46,000
2	まいわし	平成27年1月から同年12月まで	57,000
3	まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月まで	28,000
4	するめいか	平成27年4月から平成28年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成27年7月から平成28年6月まで	若干

- (2) 第一種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は、以下のとおりである。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	管理の対象となる期間	知事管理量
1	まあじ	平成28年1月から同年12月まで	43,000
2	まいわし	平成28年1月から同年12月まで	66,000
3	まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月まで	
4	するめいか	平成28年4月から平成29年3月まで	若干
5	ずわいがに	平成28年7月から平成29年6月まで	

注 まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- (1) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成27年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	44,000
2	まいわし	中型まき網漁業	56,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	27,000

- (2) 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、平成28年の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。
なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

(単位：トン)

	第一種特定海洋生物資源の種類	採捕の種類	知事管理量
1	まあじ	中型まき網漁業	41,000

2	まいわし	中型まき網漁業	65,000
3	まさば及びごまさば	中型まき網漁業	

注 まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

- (1) 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。
- (2) 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。また、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が採捕の種類ごとに定めた知事管理量を上回ることはないよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。特にまいわしについては、資源状態が悪化しているため、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないようにするとともに漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないようにするとともに漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取組を強化する。
- (2) 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進める。

内 水 面 漁 管 委 告 示

島根県内水面漁場管理委員会告示第1号

第五種共同漁業権に係る平成28年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成28年 3 月 31 日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

1 水産動植物の放流量

	魚 種	あゆ	うなぎ	ふな	すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに
--	-----	----	-----	----	-----	-----	------	----	-------

免許番号 河川名	放流量		(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	卵	(kg)	(千尾)
	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(万粒)		(kg)
内共第1号 宍道湖		19	80					3,100	200	
		570	2,000							
内共第2号 斐伊川	234	5	13			60				1.2
	1,600	300	190			1,380				30
内共第3号 神戸川	441	15	4	1	23					7.8
	3,500	370	80	10	900	5				195
内共第4号 神西湖			6							3
			60						10	40
内共第5号 江の川	2,000	12		5	10					50
	10,000	400		250	80					35
内共第6号 八戸川	313	1			30					
	2,800	50			300					
内共第7号 周布川	90	1			11					
	800	70			750					
内共第8号 三隅川	120	1.5			3					1
	563	50			53					50
内共第9号 高津川	800	2			90					10
	3,200	100			1,800					1
総計	3,998	56.3	103	6	227					73
	22,463	1,910	2,330	260	5,263	5	3,100	210		351

2 産卵場の造成面積

(面積：㎡)

免許番号 河川名	魚種	あゆ	うぐい	おいかわ (はえ)	こい
内共第2号 斐伊川			55		9
内共第3号 神戸川		1,000			
内共第5号 江の川				3,000	
内共第8号 三隅川		600			
内共第9号 高津川		2,000		500	

内 水 面 漁 場 管 委 指 示

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、次のとおり指示する。

平成28年 3 月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重 本 吉 徳

1 制限の内容

公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生している又は発生している疑いがあると、島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、こいの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。ただし、区画漁業権漁場からの持出し、検査を行うための持出し及び焼却、埋却等処分するための持出しは除く。

この場合、島根県知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までとする。